

速報！さくらユウワ通信

マイナンバーカードの健康保険証利用 4月から原則義務化に

2021年10月以降、本格的に運用開始となったマイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」ですが、2023年4月より、医療機関でこのマイナ保険証を利用できるシステムの導入が原則として義務化されました。マイナ保険証は、マイナンバーカードの個人認証機能を使って、本人確認や、加入している健康保険組合の特定を行うものであり、デジタル庁は、2024年秋には現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証への一本化を目指すと発表しています。今回は、そのマイナ保険証についてご案内します。

マイナ保険証利用のメリット

○ より質の高い医療を受けることができる

過去に受診した特定健診や薬の履歴等の情報提供に同意しておくことで、初めて利用する医療機関でも、自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

○ 窓口で限度額以上の支払いが不要になる

高額な医療費が発生する場合でも、その医療費を一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをしたりする必要がなくなります。

○ 窓口での自己負担額が安くなる

診療等の情報提供に同意している場合、医療機関窓口での問診の業務負担が減ることから診療報酬の加算の窓口負担が低くなり、従来の健康保険証利用に比べると窓口負担額が安くなります。

○ 確定申告書に医療費を自動入力ができる

○ 就職、引越などをして健康保険証の切り替えの必要がなくなる

マイナ保険証を利用するには

マイナ保険証の利用には、はじめに利用登録が必要です。

<登録方法>

- ・医療機関等の顔認証付きカードリーダー
- ・スマートフォンなどのマイナポータルアプリ
- ・市区町村の窓口
- ・セブン銀行のATM

<医療機関での利用方法>

- ① 医療機関の窓口で、カードリーダーにマイナ保険証をかざす
- ② 顔認証と暗証番号入力で本人確認
- ③ 特定健診情報・薬剤情報の同意取得
- ④ 受付完了

医療機関によって、マイナ保険証への対応開始時期が異なる場合があります。対応している医療機関については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

従来の健康保険証→マイナ保険証へ

2024年秋以降は既存の健康保険証の新規発行は停止を予定されています。すでに発行されている保険証は使えますが、住所変更や転職などによって保険証の記載事項や発行機関が変わった際には、マイナ保険証での発行となります。また、マイナンバーカードを持っていない人が保険診療を受けるには、保険証代わりに「資格確認書」を新たに発行することも発表されています。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。
【西村】